

覚 書

豊田市（以下「甲」という。）と中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所（以下「乙」という。）は、甲と乙の間で平成16年4月27日に締結した「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」（以下「原協定」という。）に基づき次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第1条 豊田PCB処理事業所では、令和6年3月31日付けで特別管理産業廃棄物処理業を廃止しPCB廃棄物処理施設の解体撤去に移行しているため、原協定に変更が生じる内容について定める。

（地球環境保全の取組み）

第2条 原協定第9条第4項に定める、環境マネジメントシステム規格ISO14001の認証を、解体撤去工事における「労働安全衛生」等の管理が補えるよう、乙の環境安全方針や解体撤去実施マニュアル等に沿った総合的な環境保全対策に代え推進する。

（緊急時の措置）

第3条 原協定第14条第1項に定める、事故等の状況及び講じた措置の甲への概要報告に係る基準として、乙が別途定めている「豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準」を別紙のとおり改訂する。

（協 議）

第4条 本覚書に定めのない事項は、甲乙協議の上決定する。

本覚書の締結を証するため、覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 8年 4月 1日

甲 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市長 太田 稔彦



乙 愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田PCB処理事業所長 石垣 喜代志

